

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

鳥取県規則第七十一号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
八号) の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第三条関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第一（第三条関係）」に改め、同表土

木出張所長の項第一号中「及び鉄道高架事業」を「、鉄道高架事業及び賀祥ダム建設事業」に改め、同表米子都市開発事務所長の項の次に賀祥ダム建設事務所長の項として次のように加える。

賀祥ダム建設事務所長

一 工事費が一千万円未満の土木工事（賀祥ダム建設事業に係る土木工事に限る。以下賀祥ダム建設事務所長の項において同じ。）の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割を超えない範囲内の設計の変更（国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。）

二 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下賀祥ダム建設事務所長の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平林鴻三

規則

- ◇規則 島取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則
- 告示解除予定の保安林（二件）
- 保安林の指定の解除
- 国有財産の用途廃止（二件）
- 開発行為に関する工事の完了
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

争入札又は指名競争入札の執行

五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下賀样ダム建設事務所長の項において同じ。)が一千円未満の工事に係るものを作成
- (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てるなどの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものを作成
- (三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認
- (四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定
- (五) 第十五条(第十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定
- (六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの指名
- (七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定
- (八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定
- (九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (十) 第三十三条第一項の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの的要求
- (十一) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの変更等
- (十二) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの変更等
- (十三) 第四十四条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議
- (十四) 第四十四条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの一時中止
- (十五) 第四十二条の規定による工期の延長の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの承認
- (十六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認
- (十七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令
- (十八) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

- (二) 第六十二条第二項の規定による請負代金の前金払のうち
請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの前金
払
- (三) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確
認
- (四) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち
請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの部分
払
- (五) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承
認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るも
のの承認
- (六) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二
項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命
令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るも
のの命令
- (七) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二
項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金
の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係
るもの支払
- 六 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の土地、水面
等の測量及び調査で土木工事に係るもの執行
- 七 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監
督で土木工事に係るもの委託の決定
- 八 予定価格が百円未満の工事用材料の購入並びに予定価格

が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕
九 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、
地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉
を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件
の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに
損失の補償に係る契約の締結

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第三条関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第五条関係）」に改める。
別表第五中「別表第五」を「別表第五（第五条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次
のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第五条関係）」に改め、同表の

二中「たき出し」を「焼き出し」に、「行なう」を「行う」に、「二九〇円以内」を「三〇円以内」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十三条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第十五条の二関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。

鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十三号

鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「年五・五パーセント以内」を「年八パーセント以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

鳥取県告示第九百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の五五、二七〇八の五六
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第九百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字松神字鷺取四五六の一

告 示

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定理由の消滅

鳥取県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字兩瀧字保木七六二の二、七七一の二、七七二の二

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第九百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月一日から用途廢止した。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月一日から用途廢止した。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方メー トル)	面 積 (面 方メー トル)	用 途
八頭郡八東町大字徳丸字上前田二一六三番一地先	五七・四五	一二〇・一四	二六九・五七	道路敷
水路敷	三	一五六・五三	二七七・五一	道路敷

鳥取県告示第九百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十一月二十日 鳥取県指令受都計第八百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大岱及び岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

NKT興産株式会社

代表取締役 久保峯敏

鳥取県告示第九百六十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廻の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十一号

昭和三九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十九年十一月一日から施行する。

昭和四十九年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十一号

に改める。

「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町大字根雨字畦高一四〇の一」を
「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町大字根雨字畦高一四〇の一」に
鳥取県賀祥ダム建設事務所 西伯郡西伯町大字法勝寺字五反田三六六の

「米子信用金庫赤崎支店 東伯郡赤崎町	株式会社山陰合同銀行赤崎支店
「米子信用金庫赤崎支店	東伯郡赤崎町
株式会社松江相互銀行米子支店	株式会
株式会社松江相互銀行角盤町支店	株式会
株式会社松江相互銀行米子駅前支店	株式会
株式会社松江相互銀行境支店	株式会
株式会社松江相互銀行根雨支店	株式会
株式会社松江相互銀行八橋出張所	株式会
株式会社松江相互銀行倉吉支店	株式会
株式会社松江相互銀行鳥取支店	株式会
株式会社第一勧業銀行鳥取支店	株式会
鳥取市末広温泉町	株式会
倉吉市明治町	株式会
鳥取市戎町	株式会
鳥取市末広温泉町	株式会

社山陰合同銀行赤崎支店
社山陰合同銀行米子支店
社山陰合同銀行米子支店
社山陰合同銀行米子支店
社山陰合同銀行根雨支店
社山陰合同銀行東伯支店
社山陰合同銀行倉吉支店
社山陰合同銀行鳥取支店
社山陰合同銀行鳥取支店

に改める。